

市内転居された方へ

市内転居された方で、次の手続きが必要な方に**窓口のご案内**をいたします。

手続きの内容	手続きのしかた	手続きの窓口
国民健康保険に加入している方	新住所の健康保険証を発行します。旧健康保険証を返還してください。（高齢者受給者証をお持ちの方は一緒に返還してください。）	医療年金係 （2番窓口）
後期高齢者医療保険に加入されている方	被保険者証・印鑑を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	医療年金係 （2番窓口）
子ども医療受給資格のある方	受給者証・印鑑を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	
重度医療受給資格のある方	受給者証・印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。	
ひとり親家庭等医療受給資格のある方	受給者証・印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。	
介護保険被保険者証をお持ちの方 （65歳以上の方全員）	介護保険被保険者証の住所を訂正します。	戸籍住民係 （1番窓口） 納内支所 多度志支所
【学校区外転居の場合】 市立小・中学校に在学している児童・生徒のいる方	在学証明書・教科書給与証明書（前学校発行）のほか入校通知書（深川市発行）を持参のうえ、指定された学校で入校の手続きをしてください。	【問い合わせ先】 教育委員会学校教育係（本庁舎3階） TEL 26-2332
水道・下水道などを使用されている方	閉栓及び開栓の手続きをしてください。閉栓の精算及び開栓の最初の請求月・検針日等は、上下水道課よりお知らせします。	戸籍住民係 （1番窓口） 上下水道課業務係 TEL 26-2365
市（道）営住宅に入居する方 〃 入居していた方	建築住宅課住宅係へご連絡ください。 （TEL 26-2453）	建築住宅課住宅係 （東庁舎）
ごみ収集地区が変更になる方	新地区のごみ収集カレンダーをお渡しします。	戸籍住民係 （1番窓口） 【問い合わせ先】 環境課環境係 （東庁舎） TEL 26-2444

※なお、詳しくは手続きの窓口へお尋ねください。

深川市役所市民課 TEL 26-2123